履修方法及び進級認定細則

（令和８年度第５学年に適用）

（出席確認及び記録）

第１条　授業を行う際は、学生の出席を確認し、これを記録するものとする。

２　前項の出席確認及び記録は、授業科目担当者又はその委嘱する教育職員若しくは事務職員が行う。

３　授業科目担当者は、学期末に出席確認記録総括表を作成し、総合事務センターへ提出するものとする。

（出席不良者等の取扱い）

第２条　出席不良者の取扱いについては、次のとおりとする。

（１）　授業科目は全出席を原則とし、出席率が講義２／３、実習等４／５未満の場合は、評価の対象としない。

（２）　病気･怪我等による入院､その他やむを得ない事情による場合は､特別に査定することがある。ただし、この場合にはその事由（診断書等[注]）を所定の欠席届に添えて欠席した事由が終了した翌日から５日以内（土・日曜日・祝日を除く）に提出しなければならない。（注：親族等が作成した診断書は認めない。）

（３）　授業、実習は開始前に着席し、許可なく中途退出した場合は欠席とする。

（４）　出席確認に関して虚偽の報告や届け出を行った場合、ほう助者も含め、アンプロフェッショナルな行為とみなし処罰の対象となりうる他、当該授業は欠席とする。

（５）　提出物等に不正行為（剽窃、代筆など）が認められた場合、ほう助者も含め、アンプロフェッショナルな行為とみなし処罰の対象となりうる他、提出物は評価の対象としない。

（試験の実施及び成績報告）

第３条　試験の実施は、学年末又は学年の途中とする。ただし、学年の途中において行う試験の場合は、授業科目によって異なる。

２　臨床実習の評価は、当該科目ごとに実習終了時に行う。

３　試験は、当該年度の学校暦に従い、総合事務センターにおいて試験日及び時間割を定めて実施する。

４　授業科目の成績は、授業科目担当者が学年末試験後１週間以内に総合事務センターに報告し、医学科教授会の議を経て決定する。

５　やむを得ない事由により医学科教授会が必要と認めたときは、適宜臨時に試験を行うことができる。

（授業時間、単位、成績、進級及び卒業認定）

第４条　授業時間、単位、成績、進級及び卒業認定については、次のとおりとする。

（１）　授業は通常１時限（実時間90分）を基本とし、１時限は単位算定基準の２時間に相当する。

（２）　講義、演習、実習の区別なく原則30時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目の性格や授業形態に応じて、15時間～30時間の授業をもって１単位とし、臨床実習は１週間の集中授

業を基準に１単位とする。

（３） 学年あたりの履修科目の登録単位数は、45単位を上限とする。

（４） 各学年の試験成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。ただし、再試験受験に必要な要件は、各学年別に定める。

（５） ６年制課程を６段階の第１学年、第２学年、第３学年、第４学年、第５学年、第６学年に分け、それぞれ定められた授業科目数及び単位数により進級を認定する。ただし、第２学年では第２学年総合試験、第４学年では第４学年共用試験（ＣＢＴ・ＯＳＣＥ）、第５学年では第５学年総合試験、第６学年では第６学年ＯＳＣＥに合格しなければならない。

（６） ６年以上在学した者のうち、所定の206.5単位以上を取得し、かつ、第６学年までの累積ＧＰＡが1.00以上であり、かつ、第６学年総合試験に合格した者には卒業を認定する。

（７） 第２学年総合試験、第４学年共用試験（ＣＢＴ・ＯＳＣＥ）、第５学年総合試験、第６学年ＯＳＣＥ、第６学年総合試験及び第６学年臨床医学Ⅴについては、別に定める。

〔第１学年〕

（人間学系科目）

医療心理学・死生学（１）・哲学（１）・社会科学（１） 必修４科目 ４単位
生命倫理学（１）
医学史（１）・法学（１）・哲学テクスト入門（１）・医療人類学（１）・原典講読Ⅰ（１）・
原典講読Ⅱ（１）

（自然科学系科目）

科学的方法論（１）・人体の物理学（１）・先進医療のための科学（１）
９科目中１科目以上 選択必修 １単位以上
数学（１）・医系の物理学（１）・医系の物理学実習（１）・医系の化学（１）・
医系の化学実習（１）・生物学（１）・生物学実習（１）・自然科学基礎（１）
必修８科目 ８単位

（外国語科目）

独語（２）・仏語（２） ２科目中１科目 選択必修 ２単位
English For Communication（２）・ 必修２科目 ４単位
English For Medical Purposes Ⅰ（２）
計３科目 ６単位

（横断的領域科目）

情報科学Ⅰ（１）・課題研究（２）・データサイエンス（１） 計３科目 ４単位

（基礎医学系科目）

解剖学〈１〉（１）・解剖学〈２〉（３）・生理学〈１〉（２）・
生化学〈分子生物学概論〉（１）・基礎医学統合演習Ⅰ(0.5)
必修５科目 7.5単位

（臨床医学系科目）

症候・病態学入門（２） 必修１科目 ２単位

（臨床実習）

早期臨床体験実習Ⅰ（２） 必修１科目 ２単位

（１） 上記学科目計34.5単位以上を取得した者には進級を認める。

（２） 14科目以上を取得し、かつ、履修すべき科目の成績の平均点が原則63点以上の者は、再試験を受けることができる。再試験の結果、上記34.5単位以上を取得した者には進級を認める。

〔第２学年〕

（人間学系科目）

医療プロフェッショナリズムⅠ（１） 必修１科目 １単位

（外国語科目）

中国語（１）・韓国語（１） ２科目中１科目 選択可能

English For Medical PurposesⅡ（２） １科目 ２単位

計１科目以上 ２単位以上

（横断的領域科目）

行動科学・患者学Ⅰ(0.5)・３大学協働授業（１）

計２科目 1.5単位

（基礎医学系科目）

解剖学〈１〉（５）・解剖学〈２〉（２）・生理学〈２〉（１）・生理学実習（２）・生化学（４）・免疫学（２）・薬理学（４）・病理学（２）・微生物学（３）・運動医学（１）・医用電子工学(0.5)・基礎医学統合演習Ⅱ(0.5)

計12科目 27単位

（社会医学系科目）

社会医学Ⅰ（１） 計１科目 １単位

（臨床実習）

早期臨床体験実習Ⅱ（２） 計１科目 ２単位

（１） 上記学科目のうち中国語、韓国語を除く計34.5単位を取得し、第２学年総合試験に合格した者には進級を認める。

（２） 各学科目の試験の不合格科目については、再試験を受けることができる。再試験成績査定の結果、解剖学〈１〉、解剖学〈２〉、生理学〈２〉、生化学、免疫学、薬理学、病理学、微生物学、運動医学、社会医学Ⅰの計10科目のうち、６科目以上合格し、かつ、English For Medical PurposesⅡ、医療プロフェッショナリズムⅠ、行動科学・患者学Ⅰ、生理学実習、医用電子工学、早期臨床体験実習Ⅱ、基礎医学統合実習Ⅱ、３大学協働授業の８科目に合格し、かつ、履修すべき科目の再試験前の成績の平均点が原則63点以上の者には、第２学年総合試験の受験を認める。

（３） 第2学年総合試験を受験した者で、再試験が不合格となった学科目がある場合、総合試験の当該学科目の正答率が100％であれば当該学科目は合格とする。

〔第３学年〕

（人間学系科目）

医療プロフェッショナリズムⅡ（１）・医療倫理（１） 計２科目 ２単位

（外国語科目）

English For Medical PurposesⅢ（１）　　計１科目　１単位

（横断的領域科目）

情報科学Ⅱ（１）　　計１科目　１単位

（基礎医学系科目）

病理学（３）　　計１科目　３単位

（社会医学系科目）

医学・医療と社会Ⅰ（１）　　計１科目　１単位

（臨床医学系科目）

緩和医療Ⅰ・漢方・ＣＰＣ（１）・臨床医学Ⅰ(26)

計２科目　27単位

（臨床実習）

地域医療実習（２）　　計１科目　２単位

（１）　上記学科目計37単位を取得した者には進級を認める。

（２）　医療プロフェッショナリズムⅡ、医療倫理、English For Medical PurposesⅢ、情報科学Ⅱ、病理学、医学・医療と社会Ⅰ、緩和医療Ⅰ・漢方・ＣＰＣ、地域医療実習の計８科目及び臨床医学Ⅰの計14項目の合計22（科目・項目）のうち、10（科目・項目）以上合格し、かつ、履修すべき科目の成績の平均点が原則65点以上の者は、再試験を受けることができる。再試験の結果、上記37単位を取得した者には進級を認める。

〔第４学年〕

（人間学系科目）

医療プロフェッショナリズムⅢ（１）　　計１科目　１単位

（外国語科目）

English For Medical PurposesⅣ(0.5)　　計１科目　0.5単位

（横断的領域科目）

情報科学Ⅲ（１）　　計１科目　１単位

（基礎医学系科目）

グループ別自主研究（４）　　計１科目　４単位

（社会医学系科目）

医学・医療と社会Ⅱ（１）・法医学（１）　　計２科目　２単位

（臨床医学系科目）

医療安全Ⅰ(0.5)・臨床医学Ⅱ(14)・　　計３科目　16.5単位

基本的診療知識・技能（２）

（１）　上記学科目計25単位を取得し、共用試験（ＣＢＴ・ＯＳＣＥ）に合格した者には進級を認め、臨床医学Ⅲを履修することができる。

（２）　医療プロフェッショナリズムⅢ、English For Medical PurposesⅣ、情報科学Ⅲ、グループ別自主研究、医学・医療と社会Ⅱ、法医学、医療安全Ⅰ、基本的診療知識・技能の計８科目及び臨床医学Ⅱの計７項目の合計15（科目・項目）のうち、６（科目・項目）以上合格し、かつ、履修すべき科目（グループ別自主研究を除く。）の成績の平均点が原則65点以上の者は、再試験を受けることができる。再試験の結果、上記25単位を取得した者

には進級を認め、臨床医学Ⅲを履修することができる。

〔第４・５学年〕

（臨床実習）

臨床医学Ⅲ

精神・神経コース（４）・代謝・免疫・内分泌コース（２）・血液・凝固コース（２）・感覚器コース（２）・呼吸器系コース（３）・循環器コース（３）・消化器コース（４）・腎・泌尿器コース（２）・運動器コース（２）・皮膚コース（２）・女性診療コース（３）・小児科コース（２）・全身管理コース（２）・放射線科コース（１）・地域中核医療コース（４）・地域診療コース（２）

計16コース　40単位

〔第５学年〕

（横断的領域科目）

行動科学・患者学Ⅱ(0.5)

計１科目　0.5単位

（臨床医学系科目）

医療安全Ⅱ(0.5)・緩和医療Ⅱ・診療録の記載(0.5)

計２科目　１単位

（１）　上記学科目（コース）計41.5単位を取得し、第５学年総合試験に合格した者には進級を認め、臨床医学Ⅳを履修することができる。

（２）　27単位以上を取得した者は、各学科目の再試験を受けることができる。再試験の結果、上記41.5単位を取得した者には進級を認め、臨床医学Ⅳを履修することができる。

〔第５・６学年〕

（臨床実習）

臨床医学Ⅳ(28)　計１科目　28単位

（臨床医学系科目）

臨床医学Ⅴ（６）　計１科目　６単位

（１）　臨床医学Ⅳは28単位を取得し、第６学年ＯＳＣＥに合格しなければならない。ただし、臨床医学Ⅳは７項目のうち、５項目以上合格した者に限る。

（２）　臨床医学Ⅳの不合格項目については、再試験を受けることができる。ただし、臨床医学Ⅴについては、再試験を行わない。

（３）　臨床医学Ⅳ及び臨床医学Ⅴの試験にすべて合格した者は、第６学年総合試験（卒業試験）を受けることができる。

（４）　第６学年末までに卒業に必要な206.5単位以上を取得し、かつ、第６学年までの累積ＧＰＡが1.00以上であり、かつ、第６学年総合試験（卒業試験）に合格した者には卒業を認定する。

（追試験）

第５条　公欠、病気・怪我等による入院、その他やむを得ない事情で定期試験に欠席し、追試験を希望する者は、試験欠席翌日から５日以内（土・日曜日・祝日を除く）にその事由（診断書等[注]）を添えて追試験願を提出しなければならない。（注：親族等が作成した診断書は認めない。）

なお、追試験を受験の結果、再試験の受験資格を満たさない場合、再試験を受験した場合であってもその結果は評価の対象としない。

２　追試験を許可する場合、その試験期間は原則として追再試験期間中とし、１回のみ設定する。

（再試験）

第６条　各学年に定める規定により該当する者が再試験を受けるには、所定の手数料を納入しなければならない。

２　再試験を受験する場合、その試験期間は原則として追再試験期間中とし、１回のみ設定する。

（留年者の取扱い）

第７条　進級又は卒業の認定を受けられなかった者は、同一学年次に留まる。

２　留年者は、該当学年次の全科目について再履修しなければならない。

附　則

１　この細則は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度第１学年から適用する。

附　則

１　この細則は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度第２学年に適用する。

附　則

１　この細則は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度第３学年に適用する。

附　則

１　この細則は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度第４学年に適用する。

附　則

１　この細則は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度第５学年に適用する。